

令和4年3月16日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

議会改革等特別委員長 坂下 善英

議会改革等特別委員会最終報告書

本委員会に付託された事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告とする。

1 本委員会への付託事項

議会基本条例制定に関すること

2 委員会の構成と開催状況

別紙1のとおり

3 審査の概要と結果

付託の議会基本条例制定に向けて、その進め方や協議したい事項等意見を出し合うなかで、佐渡市議会が直面する諸課題を解決し改革を進めることが、議会基本条例制定においては必要であると判断し、協議を進めることとなった。

(1) 決算審査に関すること

喫緊の課題として、例年11月頃に取りかかる決算審査について、審査時期や審査日数を見直し、次年度の予算編成に反映できるよう決算審査の手法を見直した。

議長、議会選出監査委員を除く19名の議員を委員とし、従来の特別委員会を3つの分科会に分けて行うことにより、審査日数を短縮し、効率的な審査を目的に実施できるような体制に見直した。

(2) 代表質問・一般質問の在り方について

佐渡市議会では会派制をしいているものの、代表質問に臨む会派は7会派中、2会派しか代表質問を実施しない現状があることから、代表質問の意義が薄れていた。また、一般質問の内容の充実や質問時間等の課題を解決するため協議した。協議の結果、代表質問は一般質問との重複を認め、再々質問まで拡張することで充実した代表質問となるよう委員間で意見を一致させた。なお、一般質問については、委員の意見一致が図れなかったため、現状維持とした。

(3) 新年度予算審査の在り方について

決算審査の手法の見直しにより、新年度予算審査についても現状より充実した審査となるよう議論した。現行の手法で問題はないとする会派がある一方で、見直し案として2案に意見が分かれた。

一つは、現行の常任委員会審査ではあるが、本会議で上程後に総括質疑を行う手法と、二つは、決算審査と同じ手法を用いた特別委員会を設置、本会議上程後に総括質疑を行い、3分科会で審査する手法であった。

(4) 佐渡市議会基本条例（案）について

別紙2のとおり

結果として、上記の(1)決算審査に関する事、(2)代表質問・一般質問の在り方について、(3)新年度予算審査の在り方については、議会改革等特別委員会で意見調整をし、各派代表者会議に報告して最終調整を諮る手順で議会改革を進めたが、各派代表者会議で委員会の調整案が覆るなどその見直しは難航を極める格好となった。

今後は、議員の任期があと2年であり、議会人事もこの4月をもって刷新されることから、新たな特別委員会を組織し議会基本条例の制定に向けて取り組んでもらいたい。

以上をもって議会改革等特別委員会の最終報告とする。